２０２６年１月２７日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第81号）

しもつけ

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com



令和7年第4回定例会(11月27日～12月12日)の報告です。

～もくじ～
◆南河内東公民館廃止、吉田地区コミュニティセンターへ用途変更・・・ P2
◆議員報酬引き上げ、選挙費用公費負担額改正、国保税限度額引上げ、一般会計補正予算（第6号）・・ 3
◆水道事業会計補正予算、三王山ふれあい公園整備事業（全員協議会） P4
◆村尾光子の一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◆2025年議員報酬と主な使途、行動記録・・・・・ 8

《審議事項》

〇補正予算（8件）
・一般会計（第６号） ・国保会計 ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・石橋駅周辺区画整理 ・仁良川地区区画整理 ・水道事業 ・下水道事業

〇条例制定（1件）
・乳児等通園支援事業の設備・運営に関する基準を定める条例

〇条例改正（8件）
・コミュニティセンター条例 ・職員の勤務時間・休日等に関する条例及び育児休業等に関する条例 ・市議会議員の議員報酬等に関する条例 ・単純労務職員の給与等に関する条例 ・国保税条例 ・市議会議員及び市長の選挙費用の公費負担に関する条例 ・下水道条例及び水道事業給水条例 ・公民館設置条例

〇指定管理者の指定（3件）
・市民活動センター（吉田地区コミセン） ・自転車駐車場 ・石橋地区農村交流施設

〇その他 ・財産の取得（防犯灯）ほか3件



【R8年第1回臨時会】
〇専決処分の報告（損害賠償の額決定）
〇 R7 年度一般会計補正予算（第７号、物価高騰対策）

■**一般質問**：12議員が質しました。

新年を迎えて早くも２旬が過ぎてしまいました。皆様、お元気にお過ごしでしょうか。

年末年始の慌ただしい中、米国大統領令による他国への軍事介入したというビックリニュース!! 世界の秩序はどうなるのか？民主主義はどうなるの？不穏な動きにいたたまれません。支持する人々がいることにも驚き。世界平和を祈りつつ・・・

このところ、仕事がはかどらないのは何故か、考え込むことしばしばです。何を優先すべきか、選択に迷います。先の定例会では追われているのに妙案が浮かばない、他のことに手を付けられない状況が続きました。その結果の報告書きにも悩みました。優柔不断な性格、老化など思い当たることはあるけれど、情けない。

一体、市民万人が良かれと思う施策って何なの？（1/21 記）

《下野市議会主催》
議会報告･市民と議員の意見交換会

日時：2月14日（土）13:30～15:30
場所：下野市役所 3階会議室

◆各常任委員会・議会活性化特別委員会の報告と質疑
◆市民の皆様と議会報告会の開催方法に関する意見交換

申込み不要、お気軽にご参加ください。

＊お問合せ 下野市議会事務局 TEL：0285-32-8914

会派下野市民派クラブ有志による
議会報告＆意見交換会
とき：R８年２月１５日（日）
午後１時３０分～３時３０分
ところ：ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 会議室
報告者：加藤好雄・村尾光子
どなたでもご自由におでかけください！

令和８年第１回定例会の会期は
2月24日（火）～3月19日（木）の予定です。

■南河内東公民館廃止、吉田地区コミュニティセンターに用途変更

〇コミュニティセンター条例一部改正（議案第 84 号）
〇公民館設置条例の一部改正（議案第 91 号）
〇指定管理者の指定（議案第 92 号）　の 3 議案による。

【改正点】　R8 年 4 月 1 日より施行

●南河内東公民館の廃止と吉田地区コミュニティセンターの設置

南河内東公民館（社会教育施設）を吉田地区コミュニティ推進協議会の活動拠点とした吉田地区コミュニティセンターへ移管し、地域コミュニティ活動及び公民館運営を考慮した新施設として用途変更する。

> 南河内東公民館で活動している自主サークル・団体等は、移管後も同条件で利用可能とし、施設使用料及び貸出施設の利用区分は維持する。

●吉田地区コミュニティセンターの指定管理者指定

指定管理者：吉田地区コミュニティ推進協議会
（16 自治会エリア、540 世帯加入）
指定期間：R8 年 4 月 1 日～ R9 年 3 月 31 日
（他のｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰの指定管理期間と合わせるため）
指定管理料：650 万円（精算方式）

> 《南河内東公民館利用状況》2025.11.全員協議会資料
> 利用状況：774 件（市内全公民館利用の 9.7 ％）、7.108 人　（R6 年度）
> 登録自主サークル数：25 団体

《教育福祉常任委員会での審議では・・・》

これまでのコミュニティセンターの指定管理者指定とは異なり、公民館を用途変更してのコミセンの指定管理についての不安視が多かった。

Q.　公民館を廃止することで、これまで実施されてきた講座などはどうなるのか。
→　生涯学習文化課が出前講座を開催する。
Q.　公民館使用料はどうなるか。団体により異なる。
→　当面はこれまで通りの額で徴収する。料金体系が複雑なので、市の予約システム等が利用できるようにする。
Q.　（議案提案時）吉田地区コミュニティ推進協議会の代表者は公職にある。地方自治法に規定されている兼職禁止条項には抵触しないのか。
→　指定管理者の指定は行政処分であり、請負ではないので、問題はない。
（村尾総括質疑。質疑後、代表者は代表職の辞表提出）
等々

> **合併前に設置されたコミュニティセンターは市直営で窓口・施設管理の業務委託から始まり、地方自治法改正により指定管理者制度が創設されたことに伴い、数年後に指定管理者として各コミュニティ推進協議会が指定されたと記憶している。業務委託の期間があっての移行なのでスムーズにできたと思う。**

> 《公共施設総合管理計画》（H29.3 策定、R4.3 改訂）
> **【用途別基本方針〈社会教育施設〉】から抜粋**　（p61）
> ■特に、南河内地区では、公民館2館及び生涯学習情報センターを有することから、諸室機能の重複や利用状況を踏まえて、学校・コミュニティ関連施設との複合化などにより、統廃合や規模の縮減かを図ります。

今回は、地元コミュニティ推進協議会からの「活動拠点として利用したい」との要望に応えてだが、南河内東公民館は利用状況からいずれは上記の方針に基づく統廃合などとなることを予想していた。用途変更については、市民に開かれたコミュニティセンターとして利活用できるなら、良しとすべきと考えた。

だが、公民館(社会教育施設)からコミュニティセンターへの用途変更と同時に指定管理者への移行は、指定団体の活動状況が分からない、公共施設の管理運営の経験が無いこと等から、大きな不安であることが常任委員会審査でも明確になった。

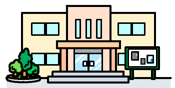
「用途変更後も、公民館利用者だった方も継続して利用する」、「公民館が実施していた講座等はどうなるのか」。市内では前例がないことでもあり、指定管理者、利用者双方に混乱が生じないだろうか。

考え倦ねたが、打開策として指定管理期間を 1 年先送りにして、その間は業務委託を受けて管理業務のノウハウを学びながら利用者のニーズを把握する、という方策に思い至った。

そこで、会派下野市民派クラブのメンバーの賛同を得て、締め切りギリギリに議案第 92 号について修正動議を提出した。

> **議案第92号に対する修正動議**
> 発議者　村尾光子 石川浩 鈴木一司 加藤好雄
> 【修正案】
> **指定管理者の指定期間**
> 「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」を「令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」とする。
> 【説明した理由】　前記の通り説明した。
> 【表決】　賛成４人　→　否決

残念な結果だった。教育福祉常任委員会には南河内東公民館廃止条例(議案第 91 号)が付託され、審議したが、その際にもっと審議を尽くし、修正案についても事前に各議員に説明できたら、と悔やまれる。元より、第 84 号、92 号議案の付託先は総務常任委員会だったので難しいところではあった。



＊　＊　＊

後日の議会運営委員会で、今回のように複数の常任委員会に関連する議案については、関係する常任委員会が合同での審査ができるよう、配慮を求め、議会運営委員会秋山委員長の了解を得た。

■市議会議員の議員報酬を引き上げ

― R8 年 4 月の議員選挙改選後から適用 ―

市政施行の H18 年 1 月以来、議員報酬は 20 年間据え置かれている。議員定数は当初の合併特例定数 54 人から 18 人まで削減し、社会・経済情勢は激変している。

数年にわたる市議会活性化特別委員会での検討を踏まえ、議会として市長に対し「議員報酬の引き上げの検討」を要請した。

市長は R7 年 7 月、市特別職報酬等審議会を設置し、10 月 27 日に答申を得た。

定例会では答申に基づき、議員報酬改正案が提案された。

【改正内容】

区分	現行額	改正後額	引上額
議　長	47 万円	**50 万円**	3 万円
副議長	38 万円	**43 万円**	5 万円
議　員	35 万円	**40 万円**	5 万円

《答申概要》

・県内他の 13 市の平均報酬額と比較して低い水準で、全国同規模自治体と比較しても下回っている。
・県内多くの自治体では報酬引き上げや額改定に向けた協議が進められている。
・市民、地域のため精力的に活動する議員を幅広い世代の人材から確保するためには、報酬額は大きな要素であり、増額が妥当。
・引き上げ額は県内の類似団体との均衡を維持する。

議会活性化特別委員会でのそもそもの検討は数年前に政務活動費を導入するかどうか、から始まった。市民との意見交換会では賛同を得たものの、全国的に政務活動費にまつわる不祥事が報道され、制度導入されたら議会事務局職員の事務負担増になる、等が懸念された。

その後、議員間では政務活動費と議員報酬の検討は同時にすべきとの意見が多数を占め、今回の結果となった。

会派下野市民派クラブは、当初から先ずは政務活動費の制度化を、と訴えていたが、多数決で「議員報酬引き上げを求め、今任期中は政務活動費は要求しない」こととなった。

政務活動費については、多くの自治体議会では「使途を規定し、領収書の添付など使途を明らかにして報告する」と規定しており、面倒な側面がある。しかし、公金であるからこそ、市民に対して議員活動に関してどのように公金を使ったのか、明らかにするのは当然のことではないか。

翻って、議員報酬は給料ではなく「役職の対価」だが、使途については問われない。遣い勝手が良い。

長期間にわたる検討の結果から、今任期は政務活動費は要求せず、議員報酬引き上げをお願いすることとなった。

改選後の議会ではどうなるのか、検討されるのかな?

市発足後、初めての議員報酬改定。経済情勢は極めて厳しくありがたいことと思う。でも、政務活動費はどうなるのか、議員報酬を引き上げたばかりで要求しにくいだろうが、議員改選後は改めて検討して欲しい。

政務活動費は、今や全国的に市議会の標準装備となっている。一方、政務活動費を廃止して議員報酬額を増額している議会もある。

■市議会議員･市長選挙における選挙運動の公費負担に関する改正

（施行：公布の日から）

《選挙運動用ポスター･ビラの 1 枚当たり限度額》

・**ポスター：586 円 88 銭**(現行 541 円 31 銭)
・**選挙運動用ビラ：8 円 38 銭**(現行 7 円 73 銭)

×(ポスター掲示場数)または(法定枚数以内)＝交付額

■財産の取得

市内の防犯灯は ESCO 事業により LED 化、維持管理を実施してきたが、R7 年 11 月末日、契約満了に。

引き続き包括的に保守管理するため、10 年間の契約をする。これは賃貸借契約だが、契約満了後は防犯灯の所有権が市に移転されるため、財産の取得となる。

ESCO(Energy Service Company:エスコ)事業
省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計･施工、運転･維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。

財産の種類	(1)LED 防犯灯 4,381 基 (2)防犯灯 LED 化ﾏｯﾌﾟｼｽﾃﾑ一式
取得方法	所有権移転付き賃貸借契約の満了(R17.11 末)後の無償譲渡による。
取得価格	90,024,000 円 （うち消費税相当額 8,184,000 円)
取得相手方	株式会社ゼニス(那須塩原市)

＊借入期間：議決の日～ R17 年 11 月 30 日まで
＊取得日：R17 年 11 月 30 日

■国保税課税限度額の改正

R7.4.1 施行の地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正に伴うもの

区分	R7 年度	R8 年度	増減
医療保険分	65 万円	**66 万円**	1 万円
後期高齢者支援金分	24 万円	**26 万円**	2 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円	据置

＊ R6 年度限度額を超えた世帯
医療保険分：166 世帯
後期高齢者支援金分：150 世帯
} 増加見込額 約 443 万円

■一般会計補正予算(第 6 号)

7 億 5213 万 3 千円追加､総額 320 億 1645 万 5 千円に

【主な歳入】　（1 万円未満切捨）

○国有提供施設等所在地市町村交付金　400 万円
○国庫支出金　1 億 3425 万円
○県支出金　4426 万円
○財産売払収入　1869 万円
　吉田西小跡(体育館･周辺土地)
○基金繰入金　5 億 4900 万円
　財政調整 4 億 4700 、減債基金 1200 、公共施設整備 9000
○市債　110 万円

【主な歳出】
○障がい児給付事業　8564 万円
○保健福祉施設費　428 万円

ふれあい館男女更衣室建具修繕 264 、
きらら館機械室エアコンドレン改修 164

○児童手当　9030 万円
○保育園給食費免除事業　523 万円

R7 ～県補助事業(保護者負担副食費免除)

○妊婦のための支援給付事業　116 万円

健康管理システム改修委託費 110(自治体間の連携強化:里帰り出産･転居時等に情報提供)

○ナラ枯れ被害緊急対策　30 万円

中大領地区 17 箇所

○中小企業制度融資保証料　730 万円
○天平の丘公園周辺施設整備　8000 万円

市道 2-22 号線拡幅工事

○道路橋梁新設改良費　5370 万円

市道 8370 線 2700 、下野薬師寺いにしえの道整備(歴史館ー八幡神社ー龍興寺入口を美装化) 1285

○三王山ふれあい公園整備　8 万円

インクルーシブ遊具設置に向けプロポーザル選定委員会外部委員費用(7 ～ 8 年度 1 億 3045 万円の債務負担行為を設定､遊具整備費支出は R8 年度)

○児童生徒就学援助事業　418 万円
○東根供養塔(県指定文化財)覆屋立替　130 万円
○南河内東公民館管理運営事業　825 万円

自動火災報知設備受信機更新､非常用放送設備更新､エレベーターバッテリー交換､壁紙張替

○別処山運動公園改修　1150 万円

グラウンド張芝･補修 1086 、
ピッチャーマウンド修繕 64 、

＊人事院勧告に基づく給料･期末手当等の引上げ分(2 億 0646 万円)も予算計上したが､国会での法案審議が間に合わず､条例 5 本の改正案が提案できず｡支出はしない｡

■水道事業会計補正予算(第 3 号)

【資本的収入】　(1 万円未満切り捨て)
○企業債　1 億 5750 万円
○国庫支出金(社会資本整備総合交付金)　3877 万円
【資本的支出】
○建設改良費　2 億 0136 万円

石橋第 1 配水場着水井耐震補強工事 2200 、
石橋第 2 配水区新設井戸機械設備設置工事（配水場までの導水管整備は含まない） 1 億 7936

《議員全員協議会(11月17日)から》

◆三王山ふれあい公園機能強化事業

事業目的：「新しい地方経済･生活環境創生交付金」等を活用し｢既存の観光交流機能の強化に加え､多目的交流の創出､子育て支援の強化､賑わいの創造の公共的価値を､相乗効果により最大限に引き出す｣ことを目指す｡地域経済の創生､雇用の創出に資する持続可能な地域活性化の実現を目指す｡

事業概要

1)インクルーシブ遊具･日陰スペースの設置等

①事業期間　R7 ～ R8 年度
②事業費・ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ選定委員会運営費 102 千円
・ｲﾝｸﾙｰｼﾌﾞ遊具･日陰スペース設置費
1 億 30,43 万 5 千円
（設置場所は東広場 1 の南東辺りか？）
③財源　・新しい地方経済･生活環境創生交付金（補助率 1/2）
・一般補助施設整備事業債(充当率 90%､交付税措置 30 ％)

2)キャンプ場にシャワールームを設置

R8 年 3 月にふれあい館入浴施設が廃止されるに伴う措置として､指定管理者｢道の駅しもつけ｣は自主事業としてシャワールーム設置を進める方針。

①設置時期：R8 年 3 月予定
②事業費　：約 1200 万円見込み
③規模　：多目的シャワールーム 1 室
シャワールーム 男女各 1 室

3)｢ふれあい館｣を公園施設へ編入

｢ふれあい館｣は旧南河内町が保健センター機能を有する保健福祉施設としてではなく､町民交流を目的に設置した。

庁内公共施設マネジメント推進委員会等での検討結果､｢ふれあい館｣を､隣接する｢ふれあい公園｣施設に編入し､施設の機能強化とリノベーションを図り､両施設の相乗効果を期待する。

①編入時期　R8 年度中
②今後の対応・指定管理者の一元化
・公園長寿命化計画改定(R10 ～ 19 年度)
③ふれあい館（プール･2 階部分）の在り方､リノベージョン等の検討

三王山ふれあい館とふれあい公園が効果的に市民に活用される策として､歓迎する｡整備手法として､公園施設にすれば国補助金も期待できるとも聞いた｡有利な方策を選択､結構なこと!!

●石橋第 2 配水場､“本格”PFAS 除去装置が稼働した！(12 月 26 日～)　(単位ナノグラム／リットル)

(採水日)	若林公園	上古山農村公園	石橋第 2 配水場	第 11 水源	第 12 水源	第 13 水源
1/5	11	12	11			
12/25			11			
12/22	12	12	12			
12/15	26	37	24			
12/11			30	33	29	51

＊本格除去装置稼働前から PFAS 濃度が急激に下がった!!
何故だろう??
(ﾃﾞｰﾀは市 HP から)



村尾光子の

一般質問



有機農業の普及・拡大に向けて、先ずは「特別栽培農産物」の推進を!

化学農薬・化学肥料を使わずに有機栽培をしても、「有機農産物」と表示するためには認証機関による有機 JAS 認証を受けなければならない。3 年掛けての土づくりはじめ認証を得るための費用、その間の収入確保等、とてもハードルが高いと聞く。行政が、「なかなか農業者の理解が得られない」と言う背景にある事情は分かる。

しかし、有機農業推進に向けてこれで終わりにしてはならない。そこで次の提案をした。

(1)有機農産物販売のためには有機JAS認証を受けなければならず、農業者にはハードルが高い。
そこで、先ずは減農薬・減化学肥料を実施する「特別栽培」を推進することにより有機栽培への取組気運を盛り上げてはどうか。

【坂村市長】国は「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050 年までに耕地面積の 25 %、約 100 万 ha を有機農業へ転換する目標を掲げ、技術開発や財政支援などの施策を展開しているが、有機農業推進には多くの課題がある。

有機農業：化学肥料や農薬を使用しないなどの基準を満たし、農業生産に伴う環境負荷を可能な限り低減する精算方法。持続可能な農業の実現に欠かせない取組の一つとなる。

課題：化学肥料や農薬を使用しないことから、病害虫や雑草管理に労力を要し、収量や品質の安定が難しく、有機 JAS 認証取得に係る費用や手間の負担が大きい。

消費者の理解や販路確保の課題もある。

有機 JAS マーク：登録認証機関に認証された農産物のみに貼れる

慣行農業からの有機農業への移行は容易ではなく、段階的な取組みが必要である。

特別栽培農産物：国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、地域の慣行栽培と比較して農薬使用回数と化学肥料窒素成分をそれぞれ 50 %以上削減して栽培された農産物。認証を必要としない。農業者にとって比較的取り組みやすい環境保全型農業の入口に位置付けられている。

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物
農　　薬：栽培期間中不使用
化学肥料：栽培期間中不使用

栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	TEL □□－□□－□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	TEL □□－□□－▽▽

特別栽培農産物の表示ガイドラインに基づく表示例

栃木県では、特別栽培農産物の独自認証制度である「とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度(リンク・ティ)}により推進していたが、R3 年度をもって廃止され、現在は国のガイドラインに基づく栽培・確認・表示を行う。

本市では、独自の事業として特別栽培農産物生産者へ補助金を交付する「特別栽培農産物支援事業」により、特別栽培農産物の生産推進に努めているが、R4 年度以降は補助金活用実績が無く、生産者の把握が課題である。

エコファーマー：「持続農業法」に規定されている○堆肥施肥などによる土づくり技術、及び○化学肥料及び化学農薬の使用量削減を一体的に行う農業生産方式を導入し、知事に認定された農業者

《市内の認定農業者》

H25 年　370 人	H29 年　90 人

―「市食育・地産地消推進計画」(H31 年 3 月策定)から―

＊次期食育・地産地消推進計画は策定中。

＊エコファーマー認定制度の新規受付は R7 年 3 月末で終了。法改正により「みどり認定」制度へ移行

《下野市独自の補助事業》：R6年度決算実績から

- **低農薬栽培支援事業：**生物農薬・フェロモン剤利用による減農薬栽培
  JA を通じ 28 人へ計 2,533,820 円を交付
- **環境保全型農業直接支払い交付金：**
  1 グループへ 2,816,280 円を交付
- **土壌診断推進事業：**22 人へ計 20,033 円交付
- **特別農産物支援事業**(「特別栽培農産物ガイドライン」に定める取組)は、補助制度はあるが R4 年度以降の交付実績は無い。

国は「みどりの食料システム法」に基づき「みどり認定」を推進している。

みどり認定：化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガスの削減を目指す農業者の事業計画を県が認定する制度。環境保全と農業者支援を両立できる取組で、優遇措置が受けられる。



農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」ラベル：温室効果ガス削減と生物多様性保全の取組を点数化、星数で表示、多いほどよい。

特別栽培は農産物単位の基準であるが、「みどり認定」は経営体単位の計画認定である。特別栽培への取組はみどり認定要件を満たす有効な手段になると考える。

市内の「みどり認定」は 10 団体で、ネギ、イチゴの生産者 42 名が認定されている。

＊　＊　＊

「とちぎグリーン農業推進方針」(R5 年 3 月策定)では、本市は①適正施肥の推進、②堆肥利用促進、③スマート農業技術による省力化、を重点取組事項としており、市内農業者全体で減農薬･減化学肥料に取り組むこととしている。

これらのことから、本市としてはみどり認定取得を優先しつつ、特別栽培農産物の生産についても並行して推進することにより、環境保全型農業の推進につながると考えている。



今後も、持続可能な農業の実現に向けて、農業者への支援を継続し、農業者の理解を得るべく、積極的な情報発信や周知に努める。

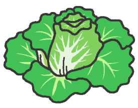
(2)下野市産特別栽培農産物の下野市ブランド認定、学校給食食材として優先調達に取り組んで!

【坂村市長】自治体独自の認証制度を設け、地域ブランドとして特別栽培農産物を認定することは、消費者に信頼できる農産物を分かりやすく示す有効な手段だ。

しかし、本市の特別栽培農産物の生産者数を把握できていないので、ブランド認定制度の展開は困難である。

まずは、生産者の裾野拡大と安定的な生産体制の構築を優先し、消費者への周知を進める。

国が推奨している「みえるらべる」の普及を推進することで、特別栽培農産物の生産者の増加や消費拡大が図られ、将来的にはブランド認定制度導入に向けた基盤が整うと期待している。



「みえるらべる」の認証を受けているのは県内では 14 団体あるが、市内ではまだない。付加価値にもなるので、農業者への制度周知に努める。

学校給食への優先調達については生産状況が把握できていないので、直ちには難しい。安定供給が確保できた段階で教育委員会と連携し、食育推進の観点から改めて検討する。

H25年には市内のエコファーマーは370人、29年には90人と激減した。が、「栽培方法は自らの理念だ」と減農薬･減化学肥料栽培に取り組んでいる同僚議員が言っていた。エコファーマーとしての認定や補助金を受けなくても、減農薬・減化学肥料で栽培している農業者はいらっしゃるはず。

また、自然に親しむ会･有機農業部会の皆さんは、生業ではないが、相互に情報交換しながら有機農業での栽培や味噌づくりなどを行っている。

こうした家庭菜園を実践している消費者も含めて、下野市の農業の課題を共通理解し、今後の向かうべき方向を協議してはどうか。

市内農産物の栽培状況と生産者数の把握を!。

(3)本市の農作物自給率向上、安全で健康的な食の確保と環境保全を目指す農業振興を掲げた条例を制定してはどうか。

【坂村市長】食料の安定供給、地産地消、食育、有機農業などの推進を一体的に捉え、市の責務や農業者、消費者である市民など、それぞれの役割を定めた独自の条例制定をしている自治体があるが、全国的にまだ少ない。

本市では「地域計画」をはじめ、「市食育･地産地消推進計画」、「とちぎグリーン農業推進方針」に基づき、欲の安全確保や環境保全型農業の推進に取り組んでおり、これらの計画を着実に実行することが農業の維持･発展につながるものと考える。

条例制定は具体的な施策や制度設計を伴うものであり、農業者、消費者、教育機関、流通事業者等の多様な主体の意見を反映させる必要がある。他自治体の事例を参考にしつつ、慣行農業への影響も考慮しながら、今後、慎重に研究する。

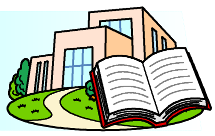
(再質問)この条例制定は、行政･農業者はじめ産業界･市民が一体となり、有機農業推進のため真摯に取り組んでいく決意表明になる。早期に各界代表者による意見交換･協議の場を立上げるべきではないか。

【伊澤産業振興部長】慣行農業者の理解を求めながら進めることが実効性を高める。生産体制の実態を把握する。

これまで何度か有機農業推進について質してきた。しかし、答弁は「農業者の理解が得られない」で終わる。農業者と直接関わる担当者は、種々ご苦労されているのだろうが、市民には伝わらない。市は有機農業推進に向かっているのだろうか?市が目指している姿を明確に示して欲しい。消費者や流通事業者の理解も必要だ。

そんな思いから、今治市の取組を参考に提案した。

「重点まちづくりゾーン」に 図書館整備、どう進めるのか

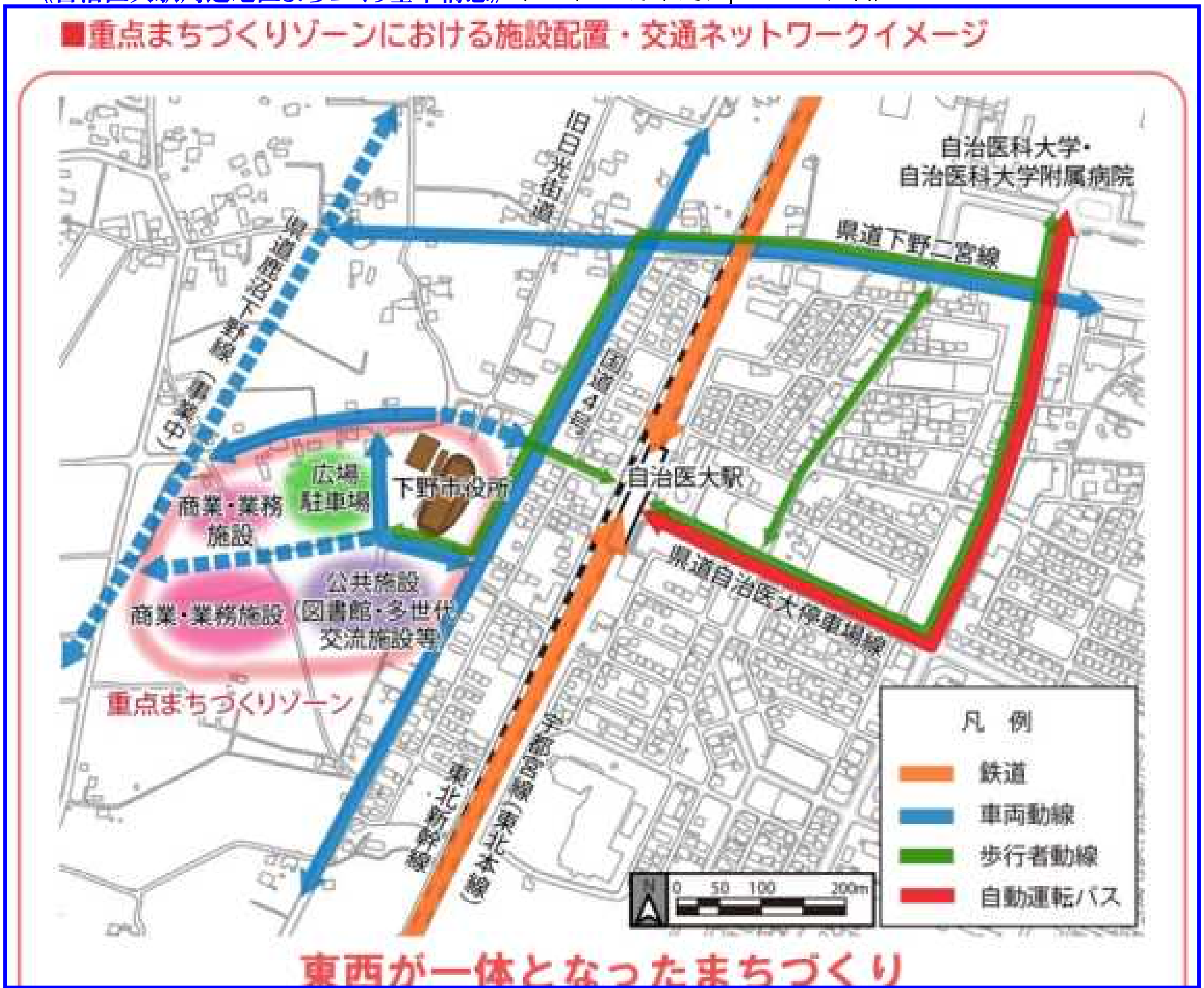


市広報11月号で、市長は市役所南西部に「重点まちづくりゾーン」として図書館や多世代交流施設等の公共公益機能、商業や業務、子育て支援などの生活サービス機能を有する多世代交流拠点の形成を目指す、と説明している。

図書館整備はどのように進めるのか。

【坂村市長】人口減少や少子高齢化の進行を視野に入れ、良好な都市環境の形成、有効な土地利活用の促進を図り

《自治医大駅周辺地区まちづくり基本構想》（R7 年 11 月策定、p37 から転載）



自治医大駅周辺地区：自治医大駅を中心とした半径 600 ｍの徒歩圏
重点まちづくりゾーン：市役所に隣接した南西部の約 2.2ha

移住･定住の促進、地域コミュニティの強化など、全ての世代が安心して暮らせる地域社会の構築を目指した「自治医大駅周辺地区まちづくり**基本構想**」を策定した。

自治医大駅周辺地区市役所南西部の「重点まちづくりゾーン」に図書館等多様な使い方を通して新たなつながりを生み出す交流施設などの公共公益機能、商業･業務、子育て支援などの日常生活を支える機能を導入する。これらを複合的に連携させることで「多世代交流拠点」の形成を目指す。

今後、この構想に基づいたまちづくりを進めるために、地域住民への説明会･勉強会の開催、事業者との意見交換会を実施しながら、土地利用計画、整備内容、施設計画、スケジュール等を検討して基本構想を具体化する「自治医大駅周辺地区まちづくり**基本計画**」を策定する。

＊　　＊　　＊　　＊



図書館については、この基本計画と平行して図書館個別の基本計画を進めていく。市民の意見等は、幅広い年代を対象としたアンケートやワークショップなどを開催し意見の集約を図る。図書館協議会等には、基本計画策定の各段階で、随時意見を頂く。

新たな図書館の整備構想についてはこのまちづくり基本計画及び公共施設総合管理計画の図書館個別計画基本計画の中で作成し、具体化していくので、現段階では具体的な構想は言えないが、これまでの図書館機能に小さな子どもが安心して利用でき、学生や高齢者など幅広い年代が自由に過ごせる居場所機能、誰もが参加できるワークショップ機能などを加え、市民が学び、交流し、安心して集える多機能型図書館を目指したい。

既存の図書館 3 館の在り方について、市公共施設マネジメントでは原則「**施設ごとに必要とされる機能面を重視し、他の公共施設との統合･多機能化を図れる機能についてはできる限り集約すること**」とされている。図書館については、集約することにより、不便を来す利用者が一定数いることが予想されるので、3 館の在り方については、図書館協議会や利用者等の意見を聴きながら慎重に検討する。



新たな図書館は、これまでの図書館の固定概念にとらわれず、市民の学びや創造、交流の場としての機能を拡充し、「多世代交流の拠点」としての整備を検討する。

(再質問)何故、図書館なのか。新たな図書館が整備されると、既存図書館は公共施設マネジメントに則り、統廃合されるのか。

【倉持都市建設部長】図書館についてはこれまでも3館とも老朽化している、中央図書館を、等の声もあった。まちづくり案検討の中で出てきた。

【米井教育次長】新しい図書館ができたら直ちに3館を集約するということはない。まちづくり基本計画や公共施設総合管理計画の図書館個別計画の検討各段階で、図書館協議会の意見を聴きながら方針を決定する。

高齢になると身近なところに公共施設が欲しい。都市核という中心部に図書館を整備するなら、周辺地域には何らかの代替施策を期待する。移動図書館車、コミセンや公民館に分室開設、貸出本の宅配などなど。電子図書も普及してくるだろうが、まだ、全ての市民が利用できる状況にはない。図書館は「知の宝庫」市民が等しくアクセスできるよう、英知を絞って欲しい。



2025年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,608,749円	①
所得税還付金	1,072,123円	②
印刷機使用料	7,150円	③

①月額35万円、期末手当3.50ヶ月分（＋役職加算15％）
②2024年分
③実費分(どなたでも利用可)



※下野市議会では政務活動費の支給はありません

【主な支出（単位：円）】所得税 1,271,498 ／住民税・森林環境税 347,000 ／後期高齢者医療 498,400 ④／介護保険料 118,300(R7 年度)／固定資産税 60,000 ⑤／議員親睦会 36,000 ⑥／病気保険 44,844 円／家計へ　720,000 ⑦／自動車維持費 893,072 ⑧／印刷機・プリンタ 一維持費・パソコン買替 326,190 ⑨／印刷用紙 182,918 ／報告書作成工賃 56,974 ⑩／図書・ 新聞・機関誌 166,720 ⑪／通信費 257,023 ⑫／講座参加費 21,100 ⑬／交通・宿泊費 11,000 ／団体会費 40,900 ／事務用品 50,596 ／慶弔費 27,630 ／医療費 14,440

【備考】④R6年度6～8期分及びR7年度分納付／⑤共同名義の自宅分1/2負担／⑥お茶代・慶弔費として3,000円を報酬から天引き／⑦生活費の一部・事務所費として6万円/月を家計へ／⑧自動車税・修理・ガソリン代・任意保険・自動車買替／⑨インク・マスター・プリンタートナー・パソコン買替／⑩議会報告書製本・発送等作業工賃／⑪新聞・月刊誌・団体機関誌・単行本／⑫議会報告書等送料・スマホ通信費／⑬ 全国自治体議員行財政自主研究会、市川房枝記念会政治参画フォーラム等(多くは Zoom)、その他被服費・懇親会等

【行動記録】　**太字**は議員としての公的活動

9/20～10/20　村尾市議会報告No80編集・印刷作業

10/4　**福祉フェスタ開会式／薬師寺第二幼稚園運動会**
11　**南河内地区スポーツフェスティバル開会式**／青森県おいらせ町福原仁一さんとの面談
14　講演「個人の尊厳と平和を希求する憲法を学ぶ」中野孝文氏(枝の会、Zoom)
15　**国保運営協議会研修会「健康・医療・介護情報の利活用について」**印南一路氏（Zoom）
19　市民活動センターまつり(下野つばさの会)
23　栃木県南地域の地下水をいかす市民ネット(宇都宮市)
25　下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会
27　講演「日本近代史を学ぶ―日本国憲法の理解前提として」中野孝文氏
29　**ふれあい福祉運動会開会式**
30～31　**教育福祉常任委員会行政視察「まちなか総合ケアセンター」**(富山市)／**「学力・体力向上に係る地域との連携」**(福井市)

11/1　**祇園小・緑小運動会参観**
5　**R7年度第3回国保運営協議会**
7　**教育福祉常任委員会**
8　**議員研修**（Zoom）
9　**下野市消防団通常点検参観**／会派下野市民派クラブ主催「市民派カフェ～議会報告と意見交換会」
11　３R連続セミナー「脱プラスチック、そしてサーキュラーエコノミー」原田禎夫氏(Zoom)
12　**第4回定例会一般質問通告**(今回から通告時間が予約制に)／ CCNE 連続オンライントーク「原発ゼロ柏崎刈羽原発 ゆるされざる再稼働」(Zoom)
14　市川房枝記念会維持員のつどい・講演「女性参政80年意思決定の場へ更なる女性の政治参画を」片山善博氏(Zoom)
15　JEPA学習会「人工芝はいらない！」(Zoom)
19　**一般質問について行政からの取材**
21　会派下野市民派クラブ連絡会
22　とちぎ地域自治研究所学習会「国民健康保険制度をめぐる情勢と課題について」神田敏史氏(宇都宮市)
24　教育×看護の視点から考える親子に寄り添う連携支援セミナー（Zoom）

11/27～12/12　**市議会第4回定例会**
11/27、28、12/1、2、12日　**本会議**
11月27日　議場コンサート舞踏「絵理華会」
12月1日　**村尾一般質問、**
2日　**総括質疑**
3日　**教育福祉常任委員会**
4日　経済建設常任委員会傍聴
5日　総務常任委員会傍聴
10日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
6　**下野市議会主催市民とともに学ぶ講演会「持続可能な食と農」**東京農業大学副学長 上岡美保氏
7　国際交流協会主催クリスマス会
8　会派下野市民派クラブ連絡会
12　会派下野市民派クラブ・市長へ「新年度予算編成並びに事務事業執行について要望書」提出
14　下野市消費者まつり・環境フェア
16　県南地域の地下水をいかす市民ネット運営委員会(宇都宮市)
20　とちぎ・地域自治研究所理事会(Zoom)
21　下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会
22　市民要望について執行部へ伝達



12/14～15　議会だより No79 原稿執筆
12/19～1/21　村尾議会報告 No81 編集・印刷作業
1/3～5　議会報告会・意見交換会資料検討